

## 第5回 市民会館の整備検討懇談会 次第

日時：令和2年7月28日(火曜日) 午後2時～午後5時

場所：名古屋市役所本庁舎 5階 正庁

### 1 開会

### 2 開催要綱の改正について

### 3 議事

- (1) 【再掲】新たな劇場を目指す姿
- (2) 文化芸術の裾野拡大に向けた管理運営の検討
- (3) 新たな劇場がランドマーク、開かれた劇場となるために

### 4 その他

### 5 閉会

#### 【配布資料】

- ・第5回市民会館の整備検討懇談会 出席者名簿
- ・座席表
- ・市民会館の整備検討懇談会開催要綱及び新旧対照表
- ・説明資料
- ・スケジュール（案）

## 出席者名簿

(五十音順・敬称略)

◎

| 氏名    | 役職等                          | 出席        |
|-------|------------------------------|-----------|
| 遠藤 けい | サンデーフォークプロモーション(株) コンサート本部長  | ○         |
| 太下 義之 | 同志社大学 経済学部 教授                |           |
| 工藤 英明 | 名古屋演劇鑑賞会 事務局長                |           |
| 黒田 達朗 | 椙山女学園大学 現代マネジメント学部 教授        | ○         |
| 高北 幸矢 | 愛知芸術文化協会 理事長 (A N E T)       | ○         |
| 永井 聡子 | 静岡文化芸術大学 文化政策学部 芸術文化学科 教授    | ○         |
| 西川 千雅 | 日本舞踊 西川流四世家元                 | ○         |
| 林 健次郎 | 愛知県芸術劇場 企画制作部長代理             | ○         |
| 蛭川 賢之 | 観光文化交流局 文化歴史まちづくり部長          | ○         |
| 松岡 璃映 | 松岡伶子バレエ団 主任ミストレス             | ○         |
| 眞野 純  | 神奈川芸術劇場 館長                   | ○<br>リモート |
| 山本 英夫 | 吉本興業株式会社 北陸エリアセンター エリアマネージャー | ○         |
| 山元 浩  | 名古屋フィルハーモニー交響楽団 演奏事業部長       | ○         |

◎印は座長

オブザーバー

| 氏名    | 役職等              | 出席 |
|-------|------------------|----|
| 木下 隆文 | 住宅都市局 都市整備部長     | ○  |
| 島崎 逸哉 | 名古屋市文化振興事業団 事業部長 | ○  |

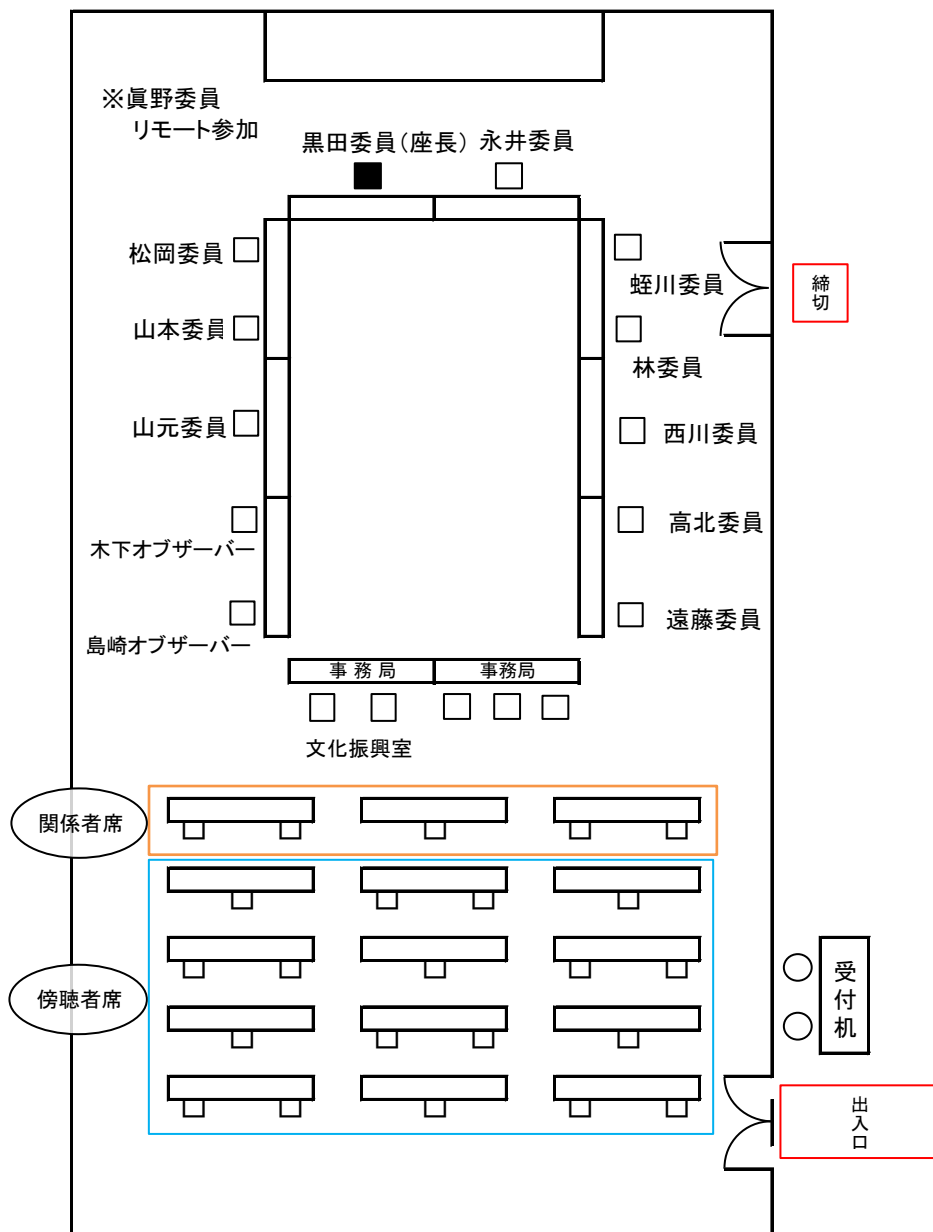
## 第5回 市民会館の整備検討懇談会

### 座席表

令和2年7月28日(火)□

14:00～17:00

市役所本庁舎5階 正庁



## 市民会館の整備検討懇談会開催要綱

### (目的)

第 1 条 今後の市民会館に期待される役割、必要な規模・機能等について有識者等から意見聴取するため、市民会館の整備検討懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

### (役割)

第 2 条 懇談会は、次に掲げる事項について意見交換をするものとする。

- 1 今後の市民会館の整備の方向性やあり方に関すること。
- 2 今後の市民会館の管理運営の方向性やあり方に関すること。
- 3 その他、市民会館の整備検討に必要と認める事項。

### (構成)

第 3 条 懇談会は、文化芸術に見識のある学識経験者、関係団体や施設利用者等のうちから名古屋市長(以下「市長」という。)が指名する者をもって構成する。

- 2 懇談会に座長を 1 名置く。
- 3 座長は、委員の互選によりこれを定める。
- 4 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

### (会議)

第 4 条 懇談会は、市長がこれを招集する。

- 2 市長は、必要に応じて、第 3 条第 1 項に規定する者以外の者に懇談会への出席及び意見を聴取することができる。
- 3 懇談会は、原則として公開する。ただし、第三者の権利や利益、公共の利益を害するおそれがあり、又は、公開することで率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるなど、公開に支障があると名古屋市が判断した場合には、懇談会を非公開とすることができる。

### (謝金等)

第 5 条 第 3 条第 1 項に規定する者には、懇談会への出席又は意見の聴取に係る謝金及び旅費を支払うことができる。

- 2 謝金の額は、日額 12,600 円(源泉徴収所得税額含む)とし、懇談会出席に係る旅費の額は、名古屋市旅費条例(昭和 25 年名古屋市条例第 32 号)の規定を適用して算出する。

(庶務)

第 6 条 懇談会の庶務は、観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化振興室において処理する。

(その他)

第 7 条 前各項に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、観光文化交流局長が定める。

附則

この定めは、令和元年 8 月 6 日から施行する。

附則

この定めは、令和 2 年 7 月 2 8 日から施行する。

市民会館の整備検討懇談会開催要綱 新旧対照表

| 現 行                                                                                                                        | 改正後                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(役割)</p> <p>第 2 条 懇談会は、次に掲げる事項について意見交換をするものとする。</p> <p>1 今後の市民会館の整備の方向性やあり方に関すること。</p> <p>2 その他、市民会館の整備検討に必要と認める事項。</p> | <p>(役割)</p> <p>第 2 条 懇談会は、次に掲げる事項について意見交換をするものとする。</p> <p>1 今後の市民会館の整備の方向性やあり方に関すること。</p> <p><u>2 今後の市民会館の管理運営の方向性やあり方に関すること。</u></p> <p><u>3</u> その他、市民会館の整備検討に必要と認める事項。</p> |
| <p>(謝金等)</p> <p>第 2 条 第 3 条第 1 項に規定する者には、懇談会への出席に係る謝金及び旅費を支払うことができる、</p>                                                   | <p>(謝金等)</p> <p>第 5 条 第 3 条第 1 項に規定する者には、懇談会への出席<u>又は意見の聴取</u>に係る謝金及び旅費を支払うことができる、</p>                                                                                        |

付 則

この定めは、令和元年 8 月 6 日から施行する。

付 則

この定めは、令和 2 年 7 月 2 8 日から施行する。

### 今後のスケジュール（案）

| 日程     |              | 摘 要                |
|--------|--------------|--------------------|
| 令和 2 年 | 7 月 28 日（火）  | 第 5 回 整備検討懇談会      |
|        | 10 月 19 日（月） | 第 6 回 整備検討懇談会      |
|        | 11 月 16 日（月） | 第 7 回 整備検討懇談会（最終回） |
| 令和 3 年 | 1 月～2 月      | パブリックコメント          |
|        | 3 月          | 基本構想の策定            |